

業 務 仕 様 書

1 件名

令和7年度中国 SNS および OTA を活用したプロモーション委託業務

2 委託者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

松山ー上海線の運航再開を契機として、本県の認知度向上と誘客促進を図るため、上海市等の都市部の個人旅行者（FIT）、特に20～30代女性を対象に、RED（小紅書）による情報発信と、Ctrip（携程旅行）本県特設ページへの誘導を目的とした広告展開を組み合わせたプロモーションを実施する。

5 業務の内容

（1）KOL を活用した認知度向上プロモーション

- ・ 中国で影響力がある KOL (強い影響力と専門性を有する中国版インフルエンサー) を1名以上招請し、県内各地の観光スポット、グルメ等本県の観光コンテンツを効果的に訴求することができるファムツアーを1回以上実施すること。
- ・ ファムツアーの行程については、中国 SNS のトレンドを考慮のうえ、本協議会と協議して決定すること。
- ・ KOL は、過去に RED 上で訪日旅行関連の情報発信実績があり、本事業のターゲット層との親和性が高い者とし、RED のフォロワー30万人以上、複数媒体合計で100万人以上の者を起用すること。
- ・ 中国 SNS の複数媒体で情報発信を行っており、RED のフォロワーが30万人以上で、複数媒体の合計フォロワー数が100万人以上の者を起用すること。
- ・ RED を中心としつつ他媒体との連動による発信を行うこと。
- ・ 成果指標として、RED および他媒体でのインプレッション数・エンゲージメント数を設定すること。
- ・ さらに、KOL による投稿を通じて RED 内で「愛媛県」と検索した際に表示されるノート数（検索ヒット件数）の増加量を、成果指標の一つとして設定すること。
※ノート数とは、RED において特定キーワード（例：「愛媛県」）を検索した際に表示される関連投稿件数（検索ヒット件数）を指す。

（2）KOC を活用した愛媛県観光記事の信頼度向上プロモーション

- ・ RED 上で訪日旅行に関する投稿を行っている中国人 KOC を20名以上起用し、愛媛県を実際に訪問・体験の上、観光記事を投稿させ、愛媛県関連の投稿量と信頼性を高めること。
- ・ KOC が訪れる各スポット候補は、中国 SNS のトレンドを考慮のうえ、本協

議会と協議して決定すること。

- ・ KOC は RED のフォロワー数 1,000～30,000 人の範囲で選定すること。
- ・ 各投稿記事の内容について効果検証を行い、愛媛県が今後中国市場向けにプロモーションすべき観光スポットやテーマ等の分析結果を掲示すること。
- ・ 成果指標は、RED および他媒体でのインプレッション数・エンゲージメント数に加え、RED 内の「愛媛県」ノート数（検索ヒット件数）の増加量とする。

（３）Ctrip 内本県特設ページへの誘導を目的としたターゲティング広告

- ・ 別事業により Ctrip（携程旅行）内に開設予定の「愛媛県特設ページ」への誘導を目的とし、Ctrip プラットフォーム内でターゲティング広告を実施すること。
- ・ 広告により、同特設ページへの到達件数（ランディングページ誘導数）が 35,000 件以上となることを目標指標とし、これを達成可能な広告設計および配信を行うこと。
- ・ 広告手法としては、アプリ内のバナー広告、レコメンド広告、検索連動型広告等から適切な形式を選定し、ターゲット層（20～30 代女性、都市部 FIT）へのリーチを最大化すること。
- ・ SNS（RED）での発信と連動させ、Ctrip 内での広告閲覧から特設ページへの遷移、予約・送客までの導線を意識した設計とすること。
- ・ 広告出稿内容、ターゲティング条件、期間、想定インプレッションおよびランディングページ誘導数などを事前に明示し、実施後は効果測定を行うこと。
- ・ 成果指標をインプレッション数とランディングページ誘導数で設定すること。

（４）留意事項

- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 感染症や天災、その他経済情勢の激変等により、本業務の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、協議会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（ただし、契約限度額内とする）。
- ・ 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。

（５）その他

- ・ 本仕様に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い提案があれば予算額の範囲内で提案すること。

- ・本仕様書に規定するところにより、受託者が協議会に引き渡すべき成果品は、協議会の所有とする。
- ・協議会は成果品を公表することができる。この協議会の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- ・業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。委託者又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を企画書に明記の上、事前に書面にて報告し、協議会が承諾した場合は、この限りではない。
- ・委託業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、成果品及び証拠書類を添えて定められた期日までに提出すること。
- ・本業務に係る経理については、他の業務と明確に区別するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ・本仕様に記載のない事項については、その都度、協議会と受託者が協議して決定すること。

6 成果品

(1) 提出物

- ・実績報告書（A 4 判） 電子媒体 1 部
- ・その他、本業務実施により完成したもの

(2) 提出場所

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課

末廣、橋本

E-mail : hashimoto-tomoaki@pref.ehime.lg.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日

7 総括責任者および体制

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。併せて中国現地のトレンドや情報発信規制などをタイムリーに把握できる体制を構築すること。